

第678号

平成30年3月6日

## 公 告

長瀬産業健康保険組合  
理事長 山内 孝典



### 規程の改正について

次の規程について添付の通り平成30年4月1日付で改正いたしますので、  
公告します。

改正する規程 : 長瀬産業健康保険組合付加給付支給規程

以 上

## 新旧条文対照表

新	旧
<p>第2条 <u>（削除）</u>、出産育児付加金、配偶者出産育児付加金、埋葬料付加金、埋葬費付加金、家族埋葬料付加金は、夫々の法定給付の諸求を以ってこれに替えるものとする。</p> <p>平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>第2条 傷病手当付加金、出産育児付加金、配偶者出産育児付加金、埋葬料付加金、埋葬費付加金、家族埋葬料付加金は、夫々の法定給付の諸求を以ってこれに替えるものとする。</p>

## 長瀬産業健康保険組合付加給付支給規程

第1条 この規程は、規約第55条の規程により定められた付加給付の支給手続きにつき、必要な事項を定めたものである。

平成16年4月1日改正

第2条 出産育児付加金、配偶者出産育児付加金、埋葬料付加金、埋葬費付加金、家族埋葬料付加金は、夫々の法定給付の諸求を以ってこれに替えるものとする。

平成13年7月6日改正

平成16年4月1日改正

平成30年4月1日改正

第3条 家族療養付加金、訪問看護付加金、家族訪問看護付加金、合算高額療養付加金の支給は、支払基金を経由する診療報酬請求明細書にかかる分について、当該明細書を組合が受領したとき、それぞれ被保険者より請求があったものとみなし、保険者が自動的に計算し支給するものとする。

2. この付加金は、事業主より届出された受領責任者あて一括支払うものとする。

3. 前項の規定する受領責任者が、この付加金の支払いを受けたときは、直ちに当該被保険者に支給を了し、組合へ報告するものとする。

平成13年7月6日改正

第4条 付加給付は、夫々の法定給付の支給の際、同時に支給するものとする。

ただし、家族療養付加金、訪問看護付加金、家族訪問看護付加金、合算高額療養付加金の支給日については、前項の規定にかかわらず毎月取纏めて計算のうえ、翌月支払うものとする。

平成13年7月6日改正

### 附 則

この規程は昭和56年1月1日から施行する。

平成13年7月6日改正

平成16年4月1日改正

平成30年4月1日改正